

20教健第839号
平成21年3月3日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の
実施状況について（依頼）

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

平成20年12月、「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の県内の実施状況等について調査したところ、結果は別添のとおりでした。

これによると、検査が適切に実施されていない学校が見受けられますが、「学校環境衛生の基準」については、平成21年4月1日から学校保健安全法第6条に基づく基準として新たに制定されますので、本調査結果を踏まえ、来年度以降の学校環境衛生検査及びそれに基づく事後措置の徹底が図られるよう各市町村教育委員会及び各学校に対する御指導及び御助言をよろしくお願いいたします。

なお、新しい「学校環境衛生基準」については、現在パブリックコメント中であり、下記ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

記

電子政府の総合窓口パブリックコメントのページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000372&OBJCD=100185&GROUP=>

担 当 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965

「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等 <平成20年12月調査、学校等種別ごとの愛知県及び61市町村教育委員会>

県内の小学校・中学校を所管する61教育委員会、高等学校を所管する3教育委員会、特別支援学校を所管する3教育委員会及び幼稚園を所管する17教育委員会における所管学校等種別ごとの「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等については次のとおりです。（表中の数字は教育委員会数を示す。）

1 照度及び照明環境

(1) 検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 61 | 60 | 3 | 3 | 13 |
| 一部学校・幼稚園実施 | — | 1 | — | — | — |
| 未実施 | — | — | — | — | 4 |

(2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年2回定期的に照度及び照明環境について行う。

2 騒音環境及び騒音レベル

(1) 検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 31 | 31 | 1 | 2 | 7 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 3 | 2 | 1 | 1 | — |
| 未実施 | 27 | 28 | 1 | — | 10 |

(2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年2回定期的に騒音環境（普通教室に対する校内騒音と外部騒音の影響）及び騒音レベルについて行う。

3 教室等の空気（温熱及び空気清浄度）

①温度、②相対湿度、③二酸化炭素、④気流、⑤一酸化炭素、⑥浮遊粉じん、⑦落下細菌、⑧実効輻射温度

(1) 1回目（概ね4月から9月）

ア 検査実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 37 | 38 | 2 | 2 | 9 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 4 | 4 | 1 | 1 | 2 |
| 未実施 | 20 | 19 | — | — | 6 |

イ 検査時の教室の環境

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 自然環境 | 35 | 36 | 2 | 1 | 10 |
| 人工的環境 | 6 | 6 | 1 | 2 | 1 |

ウ 「自然環境」を選択した場合の検査項目

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 3項目 | 20 | 21 | 1 | — | 7 |
| 3項目以上 | 7 | 8 | 1 | 1 | 1 |
| 2項目以下 | 8 | 7 | — | — | 2 |

エ 「人工的環境」を選択した場合の検査項目

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 6項目以上 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 5項目以下 | 3 | 3 | — | 1 | — |

(2) 2回目（概ね10月から3月）

ア 検査実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 50 | 52 | 3 | 3 | 13 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 4 | 2 | — | — | — |
| 未実施 | 7 | 7 | — | — | 4 |

イ 検査時の教室の環境

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 自然環境 | 20 | 19 | 1 | — | 5 |
| 人工的環境 | 34 | 35 | 2 | 3 | 8 |

ウ 「自然環境」を選択した場合の検査項目

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 3項目 | 9 | 9 | 1 | — | 4 |
| 3項目以上 | 7 | 8 | — | — | 1 |
| 2項目以下 | 4 | 2 | — | — | — |

エ 「人工的環境」を選択した場合の検査項目

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------|-----|-----|------|--------|-----|
| 8項目 | 5 | 6 | 1 | 1 | 1 |
| 7項目以下 | 29 | 29 | 1 | 2 | 7 |

(3) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年2回定期に行う。

検査は、自然環境では温度、相対湿度及び二酸化炭素について行い、特に必要と認める場合は気流、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粉じん、落下細菌及び実効輻射温度についても行う。また、人工的環境では全ての項目について行う。

4 教室等の空気（二酸化窒素）

(1) 開放型燃焼器具の使用

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-----|-----|-----|------|--------|-----|
| 使用 | 41 | 36 | 1 | 1 | 10 |
| 不使用 | 20 | 25 | 2 | 2 | 7 |

(2) 使用している場合の検査実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 20 | 19 | 1 | 1 | 4 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 4 | 2 | — | — | — |
| 未実施 | 17 | 15 | — | — | 6 |

(3) 学校環境衛生の基準

二酸化窒素については、開放型燃焼器具（燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、排気ガスも室内へ排出する燃焼器具）を使用している教室において行う。

5 教室等の空気（ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物）

- (1) 検査の実施状況（平成14年度から20年度（実施予定を含む。））

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 53 | 53 | 3 | 3 | 9 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 6 | 6 | — | — | 2 |
| 未実施 | 2 | 2 | — | — | 6 |

- (2) 実施している場合の最大検査実施項目（①ホルムアルデヒド、②トルエン、③キシレン、④パラジクロロベンゼン、⑤エチルベンゼン、⑥スチレン）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|--------|-----|-----|------|--------|-----|
| ①②③④⑤⑥ | 17 | 17 | 1 | — | 2 |
| ①②③⑤⑥ | 3 | 3 | 1 | 1 | — |
| ①②③④ | 12 | 13 | — | — | 3 |
| ①②③ | 8 | 8 | — | 1 | 4 |
| ①② | 15 | 14 | 1 | 1 | 1 |
| ① | 4 | 4 | — | — | 1 |

- (3) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回定期的にホルムアルデヒド（夏期に行うことが望ましい。）及びトルエンについて行い、特に必要と認める場合は、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンについても行う。

ただし、著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができる。

- (4) 「学校環境衛生の基準」の留意事項について（平成14年5月31日付け14教健第155号通知）

キシレンについては、学校における室内空気の実態調査においては検出されていないが、トルエンと同様、接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤等として用いられることから、このような資材等が使用された場合や新築・改築等の際には、ホルムアルデヒド及びトルエンとあわせて検査することとする。

パラジクロロベンゼンについては、その用途がトイレ等での防虫剤や消臭剤等であることから、トイレ等で使用されている場合に測定することとする。なお、新築・改築等の際には、特段の事情がない限り検査は省略できるものとする。

- (5) その他

「学校における室内空気中化学物質対策マニュアル～シックハウス予防のために～」
（平成18年3月6日付け17教健第670号通知、<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kenkogakushu/sickhouse.html>）を参考にする。

6 教室等の空気（ダニ又はダニアレルゲン）

- (1) 検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 51 | 52 | 2 | 2 | 10 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 2 | 1 | 1 | 1 | — |
| 未実施 | 8 | 8 | — | — | 7 |

- (2) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回定期的に保健室の寝具、カーペット敷の教室等、ダニの発生しやすい場所において行う。なお、夏期に行うことが望ましい。

7 飲料水の管理（検査については実施予定を含む。）

(1) 水質検査の実施状況

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 61 | 61 | 3 | 3 | 17 |
| 一部学校・幼稚園実施 | — | — | — | — | — |
| 未実施 | — | — | — | — | — |

(2) 施設・設備検査の実施状況

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 58 | 59 | 3 | 3 | 14 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 2 | 1 | — | — | — |
| 未実施 | 1 | 1 | — | — | 3 |

(3) 飲料水に井戸水等の自己水の使用

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|----------|-----|-----|------|--------|-----|
| 井戸等自己水使用 | 3 | 2 | 1 | — | — |
| 井戸等自己水なし | 58 | 59 | 2 | 3 | 17 |

(4) 学校環境衛生の基準

ア 水道水を原水とする飲料水（専用水道を除く）

検査は、毎学年1回定期的に水質（高置水槽がある場合はその系統ごとの給水栓水）及び施設・設備について行う。

イ 専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等

水質検査は、毎月1回定期的に給水栓水について行う。

併せて、毎学年1回定期的に水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道が実施すべき水質検査の項目について行う。また、原水については、毎学年1回定期に行う。

施設・設備検査は、毎学年2回定期に行う。

8 雨水等利用施設における水の管理

(1) 雨水等利用施設の有無

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-----------|-----|-----|------|--------|-----|
| 雨水等利用施設有り | 13 | 9 | 1 | — | — |
| 雨水等利用施設無し | 48 | 52 | 2 | 3 | 17 |

(2) 有の場合、水質検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 3 | 2 | 1 | — | — |
| 一部学校・幼稚園実施 | — | — | — | — | — |
| 未実施 | 10 | 7 | — | — | — |

(3) 有の場合、施設・設備検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 3 | 2 | 1 | — | — |
| 一部学校・幼稚園実施 | — | — | — | — | — |
| 未実施 | 10 | 7 | — | — | — |

(4) 学校環境衛生の基準

検査は、雨水等を飲用以外の用途に利用するものについて、毎学年2回定期的に水質及び施設・設備について行う。

9 水泳プールの管理

(1) 水泳プールの設置（使用）の有無

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|---------|-----|-----|------|--------|-----|
| 水泳プール有り | 57 | 57 | 2 | 3 | 6 |
| 水泳プール無し | 4 | 4 | 1 | — | 11 |

(2) 施設・設備検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 57 | 57 | 2 | 3 | 6 |
| 一部学校・幼稚園実施 | — | — | — | — | — |
| 未実施 | — | — | — | — | — |

(3) 水質検査の実施状況（実施予定を含む。）

ア プール水の水質検査（月1回）

水素イオン濃度、濁度、有機物等、大腸菌群及び一般細菌数

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 56 | 56 | 2 | 3 | 5 |
| 一部学校・幼稚園未実施 | 1 | 1 | — | — | 1 |

イ プール水の総トリハロメタン及び循環ろ過装置出口の濁度（年1回）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|--------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園で実施 | 57 | 57 | 2 | 3 | 4 |
| 一部学校・幼稚園で未実施 | — | — | — | — | 2 |

(4) プール原水に井戸水等の自己水の使用

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|----------|-----|-----|------|--------|-----|
| 井戸等自己水使用 | 7 | 6 | — | — | — |
| 井戸等自己水なし | 50 | 51 | 2 | 3 | 6 |

(5) 腰洗い槽の使用

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|---------|-----|-----|------|--------|-----|
| 腰洗い槽使用 | 4 | 3 | — | 1 | — |
| 腰洗い槽未使用 | 53 | 54 | 2 | 2 | 6 |

(6) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年1回、プールの使用期間中に次の項目について行う。

ア プール本体の衛生状態等 イ 附属施設・設備の管理状況・衛生状態等

ウ 水質 エ 入場者の管理状況 オ 日常の管理状況

ただし、ウ 水質については、使用日数の積算が30日を超えない範囲で少なくとも1回行う。また、総トリハロメタンについては、使用期間中に1回以上、適切な時期に行う。

(7) その他

遊泳を目的とした学校プールは愛知県プール条例の適用対象となることから、同条例に規定される基準を遵守する必要がある。

10 ネズミ、衛生害虫等

(1) ネズミ、衛生害虫等の生息検査の実施状況（実施予定を含む。）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|------------|-----|-----|------|--------|-----|
| 全学校・幼稚園実施 | 33 | 35 | 1 | 2 | 10 |
| 一部学校・幼稚園実施 | 8 | 5 | 1 | 1 | 2 |
| 未実施 | 20 | 21 | 1 | — | 5 |

(2) 殺虫剤の使用に関する教育委員会の方針

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|---|-----|-----|------|--------|-----|
| 予防的に使用 | 1 2 | 1 2 | — | — | 3 |
| 衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に使用 | 1 4 | 1 3 | — | — | 3 |
| 衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に必ず使用するのではなく、やむを得ない場合のみ使用 | 2 5 | 2 6 | 2 | 2 | 9 |
| 使用しない | — | — | — | 1 | — |
| 特になし（学校・幼稚園まかせ） | 1 0 | 1 0 | 1 | — | 2 |

(3) 学校・幼稚園においてネズミ、衛生害虫等を駆除するための殺虫剤を使用する場合の配慮に関する教育委員会の方針（重複回答あり）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-------------------|-----|-----|------|--------|-----|
| ア 長期休業中に実施 | 3 5 | 3 6 | 2 | 2 | 1 2 |
| イ 児童生徒下校後に実施 | 3 0 | 3 0 | 1 | 1 | 6 |
| ウ 児童生徒に通知した後実施 | 1 2 | 1 1 | 1 | 1 | 5 |
| エ 周辺住民に広報で周知 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| オ 周辺住民に直接連絡 | 1 6 | 1 5 | — | — | 3 |
| カ 看板を設置 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| キ 特になし（学校等に任せている） | 1 4 | 1 3 | 1 | 1 | 3 |

(4) 学校・幼稚園における殺虫剤の使用状況

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|--------|-----|-----|------|--------|-----|
| 殺虫剤使用 | 4 6 | 4 4 | 1 | 1 | 1 1 |
| 殺虫剤不使用 | 1 4 | 1 6 | 1 | 1 | 5 |

(5) 殺虫剤の使用場所（重複回答あり）

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 |
|-----------|-----|-----|------|--------|-----|
| 校庭の樹木等 | 4 1 | 4 1 | 1 | 1 | 1 1 |
| 教室 | 1 0 | 6 | — | — | 4 |
| 便所 | 6 | 4 | — | — | 3 |
| 廊下 | 6 | 5 | — | — | 3 |
| 学校給食単独調理場 | 1 6 | 1 3 | 1 | 1 | 2 |
| その他 | 1 1 | 1 2 | — | — | 3 |

(6) 学校環境衛生の基準

検査は、毎学年 2 回定期的にネズミ、衛生害虫等の生息について行う。

なお、ネズミ、衛生害虫等の発生を見た場合は、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うようにする。

(7) その他

- ・「学校における室内空气中化学物質対策マニュアル～シックハウス予防のために～」（平成 18 年 3 月 6 日付け 17 教健第 670 号通知）を参考にする。
- ・ネズミ、衛生害虫等の駆除について、屋外については「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 2 月 16 日付け 18 教健第 686 号通知）、屋内については「県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除について」（平成 18 年 9 月 7 日付け 18 教健第 408 号通知）をそれぞれ参考にする。